令和７年度指導者養成事業（講習会開催助成・研修派遣助成）
実施要項

１　事業目的

本市スポーツの活性化と競技水準の向上のため、多様なニーズ・役割に応じて適切な指導ができるスポーツ指導者の養成と指導力の向上を目的とする。

２　事業概要

加盟競技団体が実施する指導者の養成・育成事業に対し、その必要経費の一部を総予算内で助成する。

３　事業期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日（１年間）

４　事業内容

助成対象となる事業は、以下の２つの区分に分けられます。

事業区分	内容
（1）講習会開催助成事業	各団体が県外講師等を招聘し開催する指導者講習会、審判講習会等に対し、開催経費の一部を助成する。 ※１件の開催につき、５万円を限度として予算の範囲内で助成。
（2）研修派遣助成事業	中央競技団体等が主催する講習会や研修会に、所属指導者の参加派遣にかかる経費の一部を助成する。（日本スポーツ協会公認資格取得講習会等も対象） ※１回の派遣につき、最大５万円（予算範囲内）を助成。

※「講習会開催助成」または「研修派遣助成」どちらか１件のみの申請となります。

５　助成対象経費

謝金（指導者謝金、講師謝金、運営役員謝金等）、旅費（交通費、宿泊費）、消耗品費（比較的短期に消耗させるもの、テキスト代等も可）、印刷製本費（資料作成費用等）、会場費（バス借り上げ料等）、保険料（指導者スポーツ傷害保険料）、通信運搬費（要項、郵送代等）、講習会受講料、参加料等

６　申請方法

別紙計画書（様式５）を記入し、**開催１ヶ月前までに**長岡市スポーツ協会へ提出すること。

※日時や会場等が「未定」または「未記入」の場合、受付対象外となります。

７　報告と助成金の支払について

（１）別紙報告書に必要事項を記入のうえ、事業実施終了後２週間以内に事務局に提出すること。
（２）報告書の内容を審査のうえ、助成額を確定し、助成金を支払う。（当協会登録口座へ振込）
（３）報告書には**①開催要項、②当日資料、③参加者名簿、④助成金充当項目の領収書コピー、⑤写真**を添付すること。

【提出先・問い合わせ先】
（公財）長岡市スポーツ協会　担当：加藤・鹿目
TEL　34-2130　FAX　34-2170
メールアドレス　n-kyogikojo @n-spokyo.or.jp